

実施計画書（仕様書）

1. 件名

令和5年度緊急時携帯端末情報発信等事業

2. 事業目的

大規模自然災害等が発生した際に、地域住民や一般国民に向け、原子力施設^{※1}の状況やモニタリング情報などの緊急情報や緊急には至らない情報提供^{※2}を迅速に行うため、緊急時携帯端末情報発信等システムの整備や改良を行う。

※1 原子力施設の対象は、原子力規制委員会ホームページの原子力規制事務所 (<https://www.nra.go.jp/jimusho/index.html>) に掲載している施設等をいう。

※2 緊急情報と緊急には至らない情報提供の対象となる事象は以下のとおり。

緊急情報

配信条件：以下の事象が発生した場合

- (1) 原子力施設 所在市町村 震度 5弱 以上の地震の発生
- (2) 原子力施設 所在市町村沿岸で 大津波警報 の発令
- (3) その他、原子力規制庁が警戒を必要と認めた事象の発生（原子力施設の故障等）

緊急には至らない情報提供

配信条件：以下の事象が発生し、緊急情報が配信されない場合

- (1) 原子力施設 所在道府県 震度 5弱 以上の地震の発生（所在市町村 震度4以下）
- (2) 原子力施設 所在市町村 震度 4 の地震の発生
- (3) 国内において 震度 6弱 以上の地震の発生（配信対象施設は所在道府県で震度3以上）
- (4) 東京23区内で 震度 5強 以上の地震の発生（配信対象施設は所在道府県で震度3以上）
- (5) 気象庁による大津波警報の発令（配信対象施設は所在道府県の津波予報区で津波注意報以上）
- (6) その他、内閣危機管理監による参集事象の発生（例：火山噴火）

3. 事業内容

令和4年度緊急時携帯端末情報発信等事業で活用したシステムを引き続き運用し、大規模自然災害等の発生時から携帯電話等へのメール配信システムを活用した迅速な初動対応を行い原子力施設所在地域の住民や一般国民に対して的確な情報提供を行う。また、災害時における迅速な初動対応を行うため、気象庁が提供する災害情報（地震、津波、火山）を、原子力規制庁が指定するメールアドレスに配信を行う。

また、システムの利便性の向上を図るため、昨年の実施結果や検討状況を踏まえ、当該システムの運用方法、管理体制、セキュリティ体制等の改良を行う。具体的な事業内容は以下のとおり。

(1) 脅威分析及びその対策の整理

システムの運用に当たっては、ヒューマンエラーの発生も含めたセキュリティに係る脅威分析を行い、その対策を整理することで、安全の向上を図るための課題整理を行うこと。

(2) 大規模自然災害発生時に係る初動対応の経験を踏まえ、次の点についてシステム改良、調査・検討を行うこと。

- ① 震度3以上の地震が発生した場合に道府県及び市町村ごとの地震情報のうち原子力事業者が立地しているものに対して直観的に識別できるように気象庁の地震デ

ータを基に加工した情報をメール等により複数の指定先に通知できる機能を追加する。また、津波注意報時の予報区についても同様とする。

- ② 電子ホワイトボードの災害情報表示(以下、電子ホワイトボード)から外部プログラムを実行する機能を追加する。
- ③ 震度情報等に応じて、緊急参集メールの宛先を自動的に変更させる機能を追加する。
- ④ 故障天災メール等をFAXとして多数の一般電話回線宛先に一斉に送信する機能を追加する。
- ⑤ 原子力規制庁内及び国民への配信並びに電子ホワイトボードの操作について、使用状況を踏まえて、補助する仕組みの導入等、操作性が向上するよう改良する。
- ⑥ 本事業で貸与される令和4年度受託事業者が開発したプログラム一式について、現在の利用状況を鑑み、本システムを体系的に整理した資料の作成を行う。
- ⑦ IP-FAX等の電話番号を持たないFAX機への送信方法を調査検討する。
- ⑧ 緊急時情報ホームページ (<https://kinkyu.nra.go.jp/>) について、デジタル庁のデジタル社会推進標準ガイドラインに対応したデザインシステム及びレスポンス対応の検討を行う。
- ⑨ 緊急情報・情報提供メールの内容をLINEサービスに連携する機能の調査・開発を行う。

(3) その他

- ① 次年度以降の運用を考慮し、他社が使用することができない独自ライセンスを含むプログラムを使用しないこと。また、作成したシステム、プログラム等に係るライセンスと、本案件の実現のため独自に開発したプログラムのソースコードとその改変に関する権利は、原子力規制庁に帰属すること。
- ② 本システムにかかるプログラムについては、作成元がサポートを終了するなどのセキュリティに重要な支障が生じる可能性がある場合には、速やかに原子力規制庁に通知し、その対策について協議を行い、必要である場合にはプログラムの変更などの対策について提言しなければならない。
- ③ 緊急情報メール登録時の画面において、サービス利用者がメール受信時及び情報閲覧時に係る通信費用(パケット通信料等)を負担することを明記すること。
- ④ 緊急情報メールが登録された後には、必ず登録アドレスに対して、登録完了の通知を行うこと。
- ⑤ 本委託事業の開始に際しては、令和4年度受託事業者(「令和4年度緊急時携帯端末情報発信等事業」)から、システム設計書及び開発したシステムの一式を引き継ぐものとする。

以上の(1)～(3)を踏まえた機能要件の詳細については、別添1に記す。

(4) 災害情報の配信

原子力規制庁が指定するメールアドレスに、以下の災害情報を配信する。

- ① 震度3以上の地震の震源地及び各地の震度情報
- ② 津波の発生情報
- ③ 火山の噴火情報
- ④ 南海トラフ地震情報

4. 事業期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

5. 納入物

納入物は、以下のとおりとする。

納入物品名	納入物品に含むべき記載内容	納品数
基本設計書 (※)	システム構成、機能、インターフェイス、データベースの理論モデルの定義及びシステムテスト	電子媒体2部
詳細設計書 (※)	基本設計書に基づいて作成した、開発作業を行うことが可能なレベルの設計書	電子媒体2部
技術基盤設計書 (※)	システムが稼働する技術基盤環境の設計情報、技術基盤として導入すべき機器、ソフトウェアの仕様及び見積り情報	電子媒体2部
システム説明書 (※)	開発したシステムの説明及びテスト手順、テストデータ	電子媒体2部
教育用教材 (※)	運用前にシステム利用者に対する教育を実施その際に用いる教材（説明資料、マニュアル等）	電子媒体2部
業務報告書	業務実施内容、検討の経緯、検討内容、脅威分析の分析結果等	電子媒体2部
開発システム	令和4年度受託事業者から継承したシステム、令和5年度開発したシステム、及び電子ホワイトボードに災害情報を表示するためのツール	一式

(※) 令和4年度における設計書等を加筆・修正することとする。なお、設計書については3. 事業内容(5) その他の⑤において、新たにシステムを構築し直した際も、令和4年度の設計書のフォーマットを基に加筆・修正すること。

6. 貸与物

原子力規制庁からの貸与物は、以下のとおりとする。

貸与物品名	用途	貸与数
開発プログラム	令和4年度受託事業者が開発したプログラム、電子ホワイトボードに災害情報を表示するためのツール一式	一式

7. 納入場所及び当該事業の担当

原子力規制庁長官官房総務課広報室

8. その他

- (1) 原子力規制庁からサービスの提供に関する運用上必要な情報の提示について要求があった場合には速やかに対応すること。
- (2) 上記(1)で開示出来ない情報が発生した場合には、開示出来ない明確な理由を提示すること。
- (3) 原子力規制庁が改善の余地有り判断した事項については、原子力規制庁と協議の上で

改善に必要な措置を速やかに講ずること。

(4) 電子データの仕様

別添2のとおり

(5) 適合条件

別添3のとおり

9. 再委託について

- ・この委託費に対する再委託費（金額が50万円未満の再委託費、印刷費、会場借料、翻訳費、物品購入費その他これに類するものを除く。）の比率が原則として50パーセント以内であること。

$$\text{再委託比率 (\%)} = \frac{\text{再委託費合計 (円)}}{\text{入札価格 (円)}} \times 100$$

※再委託費：入札する者が自ら直接実施しない事業として他者に委託・請負する経費。ただし、軽微な再委託（①金額が50万円未満の再委託費、②印刷費、会場借料、翻訳費、③物品購入費（試験機器の設計・製作を含む。ただし、当該設計・製作に加えて、企画・実験その他の業務を含むものは除く。）その他これに類するもの）は再委託費の算出には含めないこととする。

※入札価格：初回の入札の際予定している入札価格とする。

※価格はいずれも税抜きの価格とする。

緊急情報メールの配信システム及び緊急時情報ホームページ
(携帯電話用を含む) 等におけるシステム要件

1. 調達システム

本システムは、ホスティング型のシステムとして利用者に提供されること。

2. 機能要件

(1) 全般機能

- ① 携帯電話用ホームページの利用については、マルチキャリア (NTT DoCoMo、au、Softbank、ワイモバイル等) のウェブブラウザの対応に配慮すること。
- ② 携帯電話用ホームページのドメインは「.go.jp」で取得すること。
- ③ 携帯電話用ホームページを利用する際の通信料金を低くするよう配慮すること。
- ④ 配信システムを通常使用するブラウザとして、Google Chromeに適した環境を備えること。
- ⑤ メール配信は、専用パソコンからのみ可能とすること。
- ⑥ 利用者による登録は、携帯電話及びパソコンから行うことを可能とすること。
- ⑦ 緊急情報・情報提供メールとともに、省内等関係者向けの一斉連絡メール機能と報道関係者向けメール機能を備えること。
- ⑧ 緊急情報・情報提供メールの内容をTwitterサービスに連携する機能を備えること。
- ⑨ メールは、送信履歴を残せるようにすること。また、メールの送信履歴は、容易に検索 (AND, OR, NOT検索) を可能とすること。さらに、それらの送信履歴からそれぞれ緊急情報・情報提供メールと一斉連絡メール、および報道関係者向けメールに転用できる機能を備えること。
- ⑩ メール送信前 (一斉連絡、報道関係者、緊急情報、情報提供)、配信対象者や、配信施設のチェック前にメール内容を確認、印刷、データコピーできる画面を備えること。また、メール送信後に訂正、取消及び再送信機能を備えること。
- ⑪ 本システムに登録されている事業者等の情報を編集した場合、その編集内容が速やかに関係するテンプレート、電子ホワイトボードに表示する災害情報一覧(以下、電子ホワイトボード)に反映されるようにすること。
- ⑫ 大規模自然災害等が発生した時を模擬した情報 (以下、模擬災害情報という。) はユーザーが編集できるようにし、また容易にシステムに入力できるようにする。
- ⑬ 模擬災害情報を受け取ったシステムは、実発災時に期待されるすべての機能を模擬できること。ただし、訓練モードにおいては自動的にメールの送信先を限定するなど、実発災と訓練を区別する措置を講じること。
- ⑭ 原子力施設の登録名称や、施設区分、所在市町村等を編集する画面を備えること。
- ⑮ 災害履歴から原子力施設に関する情報メール (故障天災メール等) を自動的に生成する機能を備えること。
- ⑯ 自動的に生成される情報メール (緊急参集メール、故障天災メール等) の件名、本文、配信対象者については、あらかじめユーザーが作成したテンプレートを用いて

生成されるようする。また当該テンプレートは管理者ユーザーが容易に編集可能なものとする。

- ⑰ 原子力施設の所在市町村で発生した地震について事態を判定し、自動的に緊急参集メール等を送信する機能を備えること。
- ⑱ 津波、地震震度情報から、震源地、震源地の深さ、地震規模等の地震の基本情報、並びに所在道府県及び所在市町村の震度情報を電子ホワイトボードに表示するための機能を備える。
- ⑲ 原子力規制庁が指定するメールアドレスに配信される火山や津波に関する災害情報について、事象のレベル毎に配信の有無を設定できる機能を備える。
- ⑳ メール原稿をメール送信前に一時保存する機能を備えること。
- ㉑ 緊急情報メール登録者が登録解除を行う際に、解除理由を求める機能を備えること
- ㉒ メール配信は、携帯電話への配信による文字化け対策を行うこと。
- ㉓ 緊急情報配信管理ページへアクセスする管理者の別により、緊急情報メールの配信を制御できる機能を備えること。
- ㉔ 一斉連絡メールについては、原子力規制庁の指定する携帯電話からも配信可能とすること。
- ㉕ ユーザーをグループ単位（地域別グループ等）で管理可能とし、階層管理を可能とすること。
- ㉖ 1ユーザーにつき1つの配信先メールアドレスを登録可能とすること。
- ㉗ 1ユーザーにつき複数のグループに属することを可能とすること。
- ㉘ 必要時に、送信専用パソコンで速やかに一斉配信を開始することが可能なこと。
- ㉙ 携帯電話会社の迷惑メール対策等、配信の妨げとなる要因への対策を行うこと。
- ㉚ 利用者のメールアドレス変更等によるエラーメールへの対策および登録情報のメンテナンスに関する検討を行うこと。
- ㉛ 大量のメール配信時における輻輳対策を行うこと。
- ㉜ 緊急情報・情報提供メール配信時の配信先設定画面には、誤送信防止のための対策を行うこと。
- ㉝ 本システムの不具合が発生した際には、委託先にて専用のパソコンの用意をし、不具合を速やかに解消するための支援体制を構築すること。
- ㉞ 発電所の位置を示す地図や、故障箇所を示す図など、画像で伝えるような事象があった場合に、緊急情報メールに画像の表示用リンクを添付できること。
- ㉟ 本システム（訓練モードを含む）について、インターフェイス面の向上に係るユーザーの要望に対して適宜必要な対応を行うこと。

(2) システム管理機能

- ① インターネット接続が可能なパソコンから、緊急情報メールの登録者を対象に一斉配信が可能なこと。
- ② インターネット接続が可能なパソコンから、緊急情報メールの登録者を対象に個別指定及びグループ指定による一斉配信が可能なこと。
- ③ 緊急時情報ホームページ（携帯電話用を含む）の更新作業が可能なこと。
- ④ グループのユーザーの追加、削除及び変更が簡易に行える機能を備えていること。
- ⑤ アドレスデータの登録状況が確認可能なこと。
- ⑥ 登録者データの一括登録・更新が可能なこと。

- ⑦ 登録者データの一括ダウンロードが可能なこと。
- ⑧ 上記⑦をダウンロードする場合、登録者のメールアドレスの情報等の個人情報に該当する項目については、抽出不可な仕組み・体制であること。
- ⑨ 上記⑥の機能は、ユーザーが属するグループ情報についても一括で登録・更新できるものであること。

3. 性能要件

- (1) 緊急情報・情報提供メールは、可能な限り簡便な操作で一斉配信（約5万件）が可能なこと。
- (2) 緊急情報メールは緊急事態から直ちに配信開始が可能であること。
- (3) 緊急情報・情報提供メールの配信開始から直ちに全ての登録者に対して、当該システム内における緊急情報・情報提供メールの配信処理を完了すること。なお、メールの配信は、携帯電話会社との特定接続契約等により、携帯電話会社による迷惑メールの通信規制や災害時の輻輳規制の影響を受けない仕組みとして、携帯電話会社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）と特定接続契約を行っていること。
- (4) 緊急時情報ホームページ（携帯電話用を含む）へのアクセス数として、1万人が同時閲覧することに耐え得るサーバ環境で運用すること。
- (5) 携帯電話用ホームページは、携帯電話やパソコン等の媒体を問わず閲覧可能とし、サーバ環境は1時間当たり1万人が閲覧できる設定とすること。また、アクセス数の増加に対応するために拡張性を持たせた環境、かつ、Webアクセシビリティの対応等についても配慮した環境とすること。
- (6) 緊急情報メールとリンクせずに、緊急時情報ホームページにPDF等を掲載する機能を有すること。

4. 信頼性要件

- (1) 緊急事態において、登録者に対するサービスを提供する主たる拠点（データセンター等）が倒壊しサービス提供が停止しないよう、データ管理等のバックアップ体制を構築すること。
- (2) 契約期間内に発売される新機種携帯電話においても、本システムが使用可能とすること。
- (3) 緊急情報・情報提供メールの配信作業を行った時から、実際に、メールが配信されるまでの時間が想定時間を大幅に超える事態が発生した場合は、速やかに原因を究明し、再発防止対策を講じること。

なお、想定時間は登録者数等の物理的キャパシティから想定される時間から算出することとし、原子力規制庁と委託先で協議の上決定する。

5. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、財団法人日本適合性認定協会又は海外の認定機関により認定された審査機関によるIS027001の認証若しくは、これらと同等の認証を有していること。

- (2) 受託者は、受託業務の開始時に、受託後に原子力規制庁の担当官が提示する内容に基づき、機密保持誓約書を提出すること。
- (3) 受託者は、受託業務の開始時に、受託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁の担当官に書面で提出すること。
- (4) 受託者は、セキュリティ管理責任者を設けること。
- (5) 受託者は、原子力規制庁の担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、受託業務において受託者が作成する情報については、原子力規制庁の担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (6) 受託者は、業務を実施することにより取得もしくは知り得た、当該業務及び原子力規制委員会に関する各種データ、情報及びその他全ての資料を公開すること、及び特定の第三者に提供することはできない。
- (7) 受託者は、「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」に準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、速やかに原子力規制庁に報告し、必要な対策を講ずること。また、必要に応じて原子力規制庁の担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (8) 本調達については、受託者が一部でも下請を行う場合、下請の内容、下請先における情報の管理方法等を事前に原子力規制庁の担当官と協議の上、承認を得ること。
- (9) 下請先の行った作業については、受託者が全責任を負うこと。また、受託者は下請先に対して、本仕様書に示す機密保持と同等の義務を負わせるものとする。また、新たに加わる作業担当者分の機密保持誓約書を提出すること。
- (10) 受託者は、原子力規制庁の担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、受託業務において受託者が作成した情報についても、原子力規制庁の担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (11) 受託者は、本件で取り扱う個人情報について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき保護すること。
- (12) 受託者はパソコンの使用にあたっては、ファイル交換ソフト等のインストールを行わないよう徹底し、また電子データの流出を防止すること。
- (13) 情報システムを構築・改良する業務にあつては、受託者は、「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」に準拠したシステムを構築すること。
- (14) ホームページの構築・運営等を含む業務（イベント等の周知のためのホームページを含む）にあつては、原子力規制委員会Webサーバ（www.nra.go.jp）内での運用を原則とし、利用するアプリケーション等の都合により別途のサーバ環境を利用する場合であっても、ドメイン名は政府機関の属性型ドメインとなる「kinkyu.nra.go.jp」を利用すること。
- (15) 受託者は、受託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー
<https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf>

6. 保守・運用監視要件

- (1) 委託契約日から委託契約完了日まで24時間体制で、本サービスを提供するシステムに対する運用監視及び保守を行うこと。
- (2) 毎月1回、原子力規制庁が指定した特定のシステム管理者宛に訓練用の緊急情報メールを送信し、正常にメールが受信されていることを確認すること。
- (3) 原子力規制庁の原子力総合防災訓練等を実施する際、本システムを活用した訓練を行う可能性がある。その場合、委託先のシステム担当者は必ず本訓練に参加すること。
- (4) システムの運用に当たっては、登録利用者のプライバシー保護に配慮し、適切な登録方法及び管理体制とすること。
- (5) 緊急情報・情報提供メールとのリンクにより、緊急情報・情報提供メールの内容が速やかに緊急時情報ホームページ（携帯電話用を含む）に掲載されるようシステムを運用すること。
- (6) 緊急時以外にも、原子力規制庁の指示に従い、掲載用ページのhtmlファイルの作成・修正・削除等を行うこと。

7. ハードウェア要件

本件事業に利用するサーバ等機器類については、要件1～4を満たす条件において事業者が準備し、提供するものとする。具体的には最低限アプリケーションサーバ、ウェブサーバについて各バックアップを用意した機器を国内に2カ所設置すること。

8. データセンター要件

- (1) 本サービス提供のための主たる拠点となるデータセンターについては、災害監視要員及びシステム監視要員が委託契約日から委託契約完了日まで24時間常駐していること。
- (2) 本サービスを提供するデータセンターは、震度7相当の地震に対する耐震性を有すること。

1. 電子データの仕様

(1) Microsoft社Windows10上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；ワープロソフトMicrosoft社Word
- ・計算表；表計算ソフトMicrosoft社Excel
- ・画像；BMP形式又はJPEG形式

(3) (2)による成果物に加え、「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体はDVD-Rとする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及びDVD-Rに必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては原子力規制委員会の担当官の指示に従うこと。

2. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

適 合 条 件

本事業を受託しようとする者は、下記の1.～9.の条件も満たす必要がある。

1. 令和04・05・06年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。
2. 本事業の実施者は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、いつでも「緊急情報メール」の配信が可能であること。
3. 本事業の実施者は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、いつでも「緊急情報ホームページ(携帯電話用を含む)」の緊急時の運用が可能であること。
4. 本事業の実施者は、事業の実施に係る機器等の一切を、令和5年4月1日までに用意すること(原子力規制庁からの貸与物は除く)。
5. 仕様書の「保守・運用監視要件」に定める体制を整えること。また、運用監視要員に欠員が出た場合のバックアップとなる人員を確保できるようにしておくこと。
6. 本事業の実施者は、プライバシーマークを取得していること。又は社内に秘密保持体制を整え、責任者、現場管理者を適切に設け、社内のみで本業務を処理できる体制が整っていること。(秘密保持における現行社内体制又はプライバシーマーク取得の証明を添付すること)
7. 本事業の実施に当たっては、セキュリティ機能の設計について、第三者機関によるセキュリティ設計仕様書(ST: Security Target)のST評価・ST確認を受けること。ただし、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠し、同様のセキュリティレベルでシステム運用可能と原子力規制庁が認める場合は、この限りではない(具体的には、過去に本事業と同レベル以上の事業を内閣官房情報セキュリティセンターが公表した最新の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を遵守しつつ実施した実績のある者など)。
8. 本事業においては、取り扱うデータの重要性を十分に理解した上で作業を行い、個人情報及びデータについては、十分なセキュリティ管理を行うこと。
9. 本事業の実施者は、担当職員と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ、良好な関係が保てること。